



CSRと安全衛生・産業保健

—その意義と推進のすすめ—

編著：武藤孝司 発行：バイオコミュニケーションズ 定価：1,320円(税込)

平成28年度に経済産業省が「健康経営優良法人認定制度」を創設し、企業は社会的責任 (Corporate Social Responsibility: CSR) として、

今まで以上に健康を意識した企業活動を求められるようになってきている。CSRは社会や企業の持続可能な発展を目指した概念であるが、これまでのCSR活動は環境面への取り組みが主であった。

従業員は重要なステークホルダーであり、健全な企業経営実現のためには従業員の健康は欠かせないと考えられる。CSRの概念は労働面への取り組みにまで発展しているが、未だ雇用や労働条件などの人事労務に関するものが主で、CSRと安全衛生や産業保健との関

係についてはほとんど検討されていない。また、産業保健関係者においても産業保健活動をCSRと結びつける視点を持つことは少ない。

本書では、CSRの概念を取り入れた安全衛生・産業保健活動の意義・内容・課題・推進方策が検討されている。今後、自主的な安全衛生・産業保健活動、法令対象外の労働者に対する産業保健サービスなどの活動を取り入れる際に、CSRがその理論的支えになるのではないと思われる。本書は、企業経営者および産業保健関係者がCSRと安全衛生・産業保健との関係について考える契機となるであろう。ぜひ多くの方に本書をひも解いていただきたい。

みやかわ みちこ
宮川 路子

(法政大学人間環境学部 教授 / 日本産業衛生学会 専門医・指導医)

情報スクランブル Scramble

「若年性認知症における治療と仕事の両立に関する手引き」が発行

令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業の一環として、「若年性認知症における治療と仕事の両立に関する手引き」が作成された。若年性認知症に罹患した労働者に対して、治療と仕事の両立支援を行う際の基礎知識や留意事項などがまとめられている。

若年性認知症とは、65歳未満で発症した認知症をいい、いわゆる現役世代での発症でもあることから、本人や家族が被る経済的問題が大きな課題となる。

このため本手引きでは、薬物治療や周囲の関わりにより進行を遅らせることができる認知症もあることに言及した上で、労働者の病状や業務内容等を踏まえて必要な就業上の措置等を検討することを求めている。

具体的には、【I基礎編】で、若年性認知症に関する

基礎知識や治療と仕事の両立支援にあたっての留意事項、【II事例編】で、若年性認知症の方の治療と仕事の両立支援にあたり、アルツハイマー型認知症および前頭側頭型認知症の2症例をもとに、事業者と医療機関との間の情報共有の例を具体的に提示している。

また、これに関連して令和4年度診療報酬改定では、治療と仕事の両立を推進する観点から、「療養・就労両立支援指導料」の対象となる疾患として、心疾患、糖尿病とともに若年性認知症が追加された。

※本手引きは、以下のみずほりサーチ&テクノロジーズのホームページで公開されている。

https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/r03mhlw_kaigo2021.html

「産業保健21」109号アンケートのお願い

「産業保健21」では、産業保健活動の実務に資する具体的、実践的な情報を提供しています。今後、更なる充実を図るため、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

右記のいずれかの方法でご回答いただきますようお願いいたします。

※このアンケートでご記入いただいた内容は「産業保健21」制作の参考にさせていただきます。

QRコード：右のQRコードを読み込み、表示された登録ページからご回答ください。

ホームページ：下記ホームページのアンケートページからご回答ください。

(URL) <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabid/2123/Default.aspx>

問い合わせ：(独)労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部産業保健課

